

平成30年度 県立神奈川総合高等学校 不祥事ゼロプログラム

神奈川県立神奈川総合高等学校は、不祥事の発生をゼロにすることを目的として、次のとおり「不祥事ゼロプログラム」を定める。

1 実施責任者

神奈川県立神奈川総合高等学校の不祥事ゼロプログラムの責任者は校長とし、副校長・教頭及び事務長がこれを補佐する。また、総括教諭は校長、副校長、教頭、事務長を補佐する。

2 目標及び行動計画資料

取組課題（基本目標）		目 標	行 動 計 画
1	法令遵守意識の向上 （公務外非行の防止、 職員行動指針の周知・ 徹底を含む）【必須事項】	学校教育活動に対する県民の信頼と信用を損なうことのないように勤務時間外や職場外においても公務員として自覚し、社会人としての公衆マナーやモラルを踏まえた言動をとる。	① 「不祥事防止職員啓発資料」や所属長の注意喚起、報道機関の記事等を活用して、事故防止研修会を含め、月に1回以上、厳正な服務規律に係る職員の意識啓発に努める。
2	わいせつ・セクハラ行為の防止【必須事項】	不適切な携帯電話の使用を未然に防止するとともに、スクールセクハラ根絶に取り組む。	① 生徒のメールアドレスや携帯電話番号等の個人情報を持たないことを原則とし、使用する場合には保護者の承諾と校長への届け出をした上で漏洩や紛失、目的以外の使用など不適切な使用は絶対行なわないという自覚を持たせる。 ② セクハラ・わいせつ行為の事例が発生した場合には、緊急の研修会を設定し、改めて全職員に人権に配慮した対応の徹底を図る。
3	体罰、不適切な指導の防止【必須事項】	生徒の人権を尊重し、真摯な態度で教育的な配慮した丁寧な指導に当たる。	① 体罰や暴言など生徒の人権侵害に係る事例や情報を収集し、教職員に提供することで当事者意識を持って平素より丁寧な生徒対応に取り組む。 ② 「校内人権窓口」の生徒への周知をはかり、担当職員を中心に、生徒が何でも相談できる体制作りを目指す。
4	成績処理及び進路関係書類の作成及び取扱いに係る事故防止【必須事項】	様々な業務執行に際して、教職員の当事者意識の高揚やシステムの適正化を図り、事故を事前に防止する。	① 調査書の作成・発行、テスト問題の作成及び成績処理に際して、複数人でのチェックを含む点検体制を確認し、実施時の徹底を図る。 ② 定期試験の実施や調査書や推薦書等の作成にあたり、各マニュアルの点検を行ったうえ、研修会等で職員に周知徹底し事故防止に取り組む。
5	個人情報等の管理、情報セキュリティ対策 （パスワードの設定、誤廃棄防止）	個人情報等を適正に管理し、情報の漏洩や流出を未然に防止する。	① 個人情報の取扱いに係る手続きや規則等の遵守について意識啓発を図り、特に、携帯電話や電子メールの不適切な使用の根絶に向けて、「神奈川県個人情報保護条例」等に基づいた個人情報の収集・登録・管理・破棄の徹底を図る。 ② 個人情報の取扱いに関する事故防止研修を実施すると共に、日常的に点検及びチェックを行い事故防止に努める。
6	会計事務等の適正執行	私費会計の適切な執行について校内研修の充実に工夫を凝らし、複数チェックの徹底により事故の発生を未然に防止する。	① 私費会計基準に則った私費の執行方法に関する研修会を実施し、適正な私費会計処理を行なう。 ② 特に合宿や部活動費の会計処理につき、適正な執行がなされているかどうかを年度途中においても出納簿により確認する。
7	入選業務の事故防止	前期・後期の入学者選抜における公平・公正さを意識し、事故・不祥事のない入学者選抜業務を遂行する。	① 前期・後期それぞれの選抜基準や方法を全員が理解し、入選業務の内容を会議や研修会をとおして教職員全体で確認し公正で適正な選抜業務の遂行に取り組む。 ② 全教職員が選抜業務に係る事故を念頭に置き、当事者意識を持ちながら業務を遂行し、事故の可能性のある事柄について臆することなく意見交換できる環境づくりと機会を設定する。

3 平成30年度 県立神奈川総合高等学校 不祥事ゼロプログラム研修スケジュール

回	月	課題	行動計画	行動計画内容
1	4	取組課題6	私費会計基準に則った私費の執行方法及び文書作成、文書管理についての研修会	年度当初にあたり、学校運営グループによる適切な会計処理のための研修会
2	5	取組課題2	セクハラ・パワハラに係わる不祥事防止のための研修会	教育実習期間を機に職場におけるセクハラ防止に係わる管理職の講話
3	6	取組課題5	個人情報の適正な管理にかかわる研修会	中間テストを機に啓発資料を用いての活動支援グループによる研修会
4	7	取組課題3	体罰・不適切な指導の防止ための研修	夏季休業を控え、啓発資料を用いての活動支援グループによる研修会
5	7	取組課題7	入選作業の事故防止に係る研修会	後期入選業務の事故防止に係わる研究開発グループによる研修会
6	7	取組課題全般	事故・不祥事全般に係わる個人面談	校長による職員全員の面談
7	8	取組課題5	個人情報の適正な管理に係わる研修会	外部講師による事例資料等を用いての研修会・講話及びグループ協議による研修会
8	9	取組課題4	成績処理の事故防止に係わる研修会	前期成績処理業務における事故を防止するため、カリキュラム管理グループによる研修会
9	10	取組課題4	進路関係の書類の適正な作成及び管理に係わる研修会	推薦入試等に向けての進路資料の作成時期を機に進路支援グループによる研修会
10	11	取組課題2、3	セクハラ・体罰防止(適切な生徒指導のあり方)に係わる研修会	セクハラや体罰防止に係わる生活支援グループによる研修会
11	12	取組課題1	公務員としての法令遵守に係わる研修会	冬季休業を控え、公務外非行の防止も含めた管理職による研修会
12	1,2	取組課題7	入選業務に係わる研修会	前期入選業務に係わる事故防止についての研究開発グループによる研修会
13	3	取組課題3	最終検証・全体評価	事故防止会議で今年度の研修について検証、来年度課題の明確化

4 検証及び評価

(1) 第一次検証及び評価

2に規定する行動計画について、平成30年10月末までの実施状況を確認し、実施した行動等の評価を行う。未実施があった場合は、平成30年11月中に補完措置を講ずる。また、各目標達成に向けて行動計画を修正する必要がある場合は、必要な修正を行う。第一次検証及び評価の実施時期は、平成30年11月中とする。

(2) 第二次検証及び評価

2に規定する行動計画について、平成31年3月初旬までの実施状況を確認し、実施した行動等の評価を行う。未実施があった場合は、平成31年2月中に補完措置を講ずる。また、各目標達成に向けて行動計画を修正する必要がある場合は、必要な修正を行う。第二次検証及び評価の実施時期は、平成31年2月中とする。

(3) 最終検証及び評価

第二次検証及び評価に基づいて実施した補完措置や行動計画の修正などについて、実施状況を確認し、実施した行動等の評価を行う。

2に規定する行動計画及び第一次・第二次検証及び評価に基づいて実施した補完措置や行動計画の修正などについて、最終検証を行うとともに、全体評価を行う。

最終検証及び全体評価の実施時期は、平成31年3月中旬とする。

(4) プログラム実施の総括

最終検証及び全体評価を踏まえ、平成30年度不祥事ゼロプログラムの総括を行う。全教職員に対するアンケート調査等により、各目標達成についての自己評価を行い、評価結果をもとにした事故防止総括研修会を開催する。

(5) 次年度計画の策定

平成30年度不祥事ゼロプログラムの総括をもとに、新たな目標設定等を行い、平成31年度不祥事ゼロプログラムを策定する。

5 実施結果 不祥事ゼロ検証結果をホームページに掲載することによって県への報告に代える。

6 事務局 プログラムの策定及び実行の具体的手続きについては、事故防止会議がこれを行う。